

京都市上下水道局水道技術研修受講料等取扱いに関する規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第26号

京都市上下水道局水道技術研修受講料等取扱いに関する規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局水道技術研修受講料等取扱いに関する規程の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「前項の受講料は、」を「受講予定者は、前項の受講料を」に、「振り込まなければ」を「納入しなければ」に改める。

第8条第2項中「水道技術研修」を「上下水道局は、水道技術研修」に、「損害は」を「損害について」に、「除き、上下水道局は」を「除き、」に改める。

第1号様式中第3項の次に次の1項を加える。

4 水道事業従事年数

年数	年
従事業務内容	
	これまでの経歴を御記入ください。例) 配水管維持管理、拡張工事に伴う送水及び配水施設の設計・施工 など

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(上下水道局総務部企業力向上推進室)